

令和6年度 林業労働力対策事業（林業労働財団助成事業） 一覧

事業区分	番号	助成対象者			就業者等要件	補助(助成)対象事項	申請方法	書類提出期限					概要	
		A認定選定	Bその他	新規就業者				計画	承認	実績	確定	請求		
林業就労条件整備促進事業	林業労働者雇用条件整備事業	1	○			雇用保険に加入していること	就業者全員の ・退職金共済掛金助成 (1/3)	年間計画	6/30	7/10	1/20	3/14	3/20	改正
	林業労働者健康増進事業	2	○			雇用保険に加入していること	就業者全員の ・蜂アレルギー検査・エピネフリン注射器購入 ・振動病特殊健診 経費助成 (1/3)	年間計画	6/30	7/10	3/5	3/14	3/20	改正
林業労働災害防止対策事業	林業安全指導体制強化対策事業	安全装備導入支援	3	○		雇用保険に加入していること ※緑の雇用除く	所属する林業就業者の ・安全装備（保護衣等）の導入経費助成 (1/2) ※上限額：対象就業者数×1万円	随時	—	—	最終2/28	随時	最終3/10	改正
信州の森林で働く人材確保推進事業	林業移住支援		4		○	林業事業体に就業していること	移住者の移住元・就業先が要件を満たす場合 ・単身移住者に最大60万円（使途不指定） ・世帯移住者に最大100万円（使途不指定） ・扶養家族に最大100万円（使途不指定）	随時	—	最終2/28	3/11	3/21	改正	
	新規学卒者林業移住支援		5		○	林業事業体に就業していること	移住者の移住元・就業先が要件を満たす場合 ・新規学卒移住者に60万円（使途不指定）	随時	—	最終2/28	3/11	3/21	新規	
	林業キャリアスタート支援		6		○	3月以上勤務	他産業からの転職者に10万円（使途不指定） ※新規学卒就業者も対象	随時	—	最終2/28	3/11	3/21	改正	
	林業相談窓口		7	○	○	経験3年	相談対応者所属事業体に1回21,200円支給	随時	—	—	最終2/28	—		
林業労働力緊急確保対策事業	林業労働力緊急確保対策奨励事業		8	○	○	雇用保険に加入していること ※緑の雇用除く	前年度雇用人数（定年退職者除く）を上回る分の新規就業者につき ・人件費助成（基本/時間外手当等） (1/2) ※上限額：月12万円（上限36万円）	随時	最終1/31	—	最終3/5	3/11	3/21	改正
	中途採用定着促進事業	受講経費助成	9	○	○	1年以内の新規採用者 ※緑の雇用除く	伐木等業務（特別教育）、刈払機取扱作業（安全衛生教育）受講経費助成	随時	—	—	最終3/10	3/14	3/21	
多様な林業の担い手確保育成事業	新規就業者確保促進支援	就業準備金	10		○	雇用保険に加入していること	新規雇用に一人10万円 資機材購入、教材、消耗品等	随時	最終1/31	—	最終2/28	3/11	3/21	改正
		兼業受入支援	11	○	○	—	他産業との連携活動に1回3万円	随時	1/31	2/10	2/28	3/11	3/21	
	安全福利厚生対策	安全福利厚生対策	12		○	雇用保険に加入していること	所属する林業就業者の ・安全装備（保護衣等）の導入経費助成 (1/2) ※上限額：対象就業者数×1万円 ・退共掛金、蜂アレ、エピフリ、振動病 経費助成 (1/3； No1, 2に準拠)	随時	最終1/31	2/10	2/28	3/11	3/21	改正
		新規参入資格取得支援	13		○	雇用保険に加入していること 期間の定めのない労働契約又は12月以上の期間のある労働契約を締結していること	新たな作業種に参入するために雇用した林業就業者を対象に ・資格取得経費を助成(1/2) ・取得可能資格 ◎技能講習：車両系建設機械(整地等)運転、玉掛、小型移動式クレーン運転、不整地運搬車運転 ◎特別教育：走行集材機械運転、機械集材装置運転、簡易架線集材装置運転、伐木機械運転 ◎安全衛生教育：はい作業従事者	随時	—	—	最終3/10	3/14	3/21	新規

※要件等の詳細は各実施要領を必ず確認してください。